

十一年十月命_下隨處站赤直隸各路總管府。其站戶家屬令_中元籍州縣管領_上

と定められて居る。かゝる改定を見るに至つた経過については、經世大典に詳らかに之を載せて、この年十月十二日の條に

益都路總管府言。先奉_ニ諸站都統領使司照會。立_レ站去處。革_ニ去州縣一重官府。直隸總管府。並聽_ニ本司指揮。續奉_ニ禮部符文。却該_ニ諸站都統領使司。各路總管府並聽_ニ指揮。別不_四曾云_ニ立_レ站去處。直隸總管府。請_ニ明降_一事。省部照擬得。隨處站赤止令_レ直隸各路總管府_外。站戶家屬擬_レ合_ニ元籍州縣管領。仰依_レ上施行。

と記されてある。即ち前年十二月二十一日に益都路總管府が諸站都統領使司から受けた照會には、驛站所在地の站戸は各路總管府に直隸せしむと定められてあつたに拘はらず、續いて受けたる禮部の符文には、この直隸のことは記されてゐなかつたので、そこでこの上言となり、其の結果、前年の制を改めて此の如く定められることになつたのである。こゝに記してあるところに依ると、各所の站赤は各路の總管府に直隸せしめるが、站戸の家屬は各元籍の州縣をして管領せしめるといふのであつて、站そのものゝ管轄と、站の維持に當る站戸の管轄とは、すべて至元十年以前の如く、別様に行はれることになつたものと見なければならぬ。因みに站戸に充てられたものゝ中から、毎戸二丁を取つて站役に當らせ、これをその家屬と共に站を立てゝある處に住居せしめたことは、經世大典一、中統四年五月十七日の聖旨に見え、その大略は元史兵志站赤篇の條に載せてある。

この後各路站赤の管理については、至元二十八年に至るまで記録の徵すべきものを見出さないが、元史兵志站赤篇には、この年七月の條に、